

# 熊本県立芦北支援学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、児童生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

## 2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法による）

### 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」

### （1）構成員

校長、教頭（情報集約担当者）、小・中学部/高等部（本校・分教室）主事  
訪問教育主任、人権教育主任、生徒指導主事、保健主事（情報集約担当者）  
養護教諭、外部専門家

### （2）組織の役割

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核

イ いじめの相談・通報の窓口

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有（主に情報集約担当者が行う）

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取

オ 関係児童生徒への指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

また、当該組織は、学校基本方針の策定やその見直し、いじめの防止等の取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組をP D C Aサイクルの視点から検証を担う役割を持つ。

## 4 年間計画

### (1) 年間の取組についての検証を行う時期

2月に「いじめ防止対策委員会」を実施し、検証を行う。

### (2) 取組の評価、会議、校内研修会の実施時期

#### ア 取組の評価

(ア) いじめの未然防止に対する取組の評価を各学期に行う。

(イ) いじめの早期発見に対する取組の評価を各学期に行う。

(ウ) いじめに対する措置の評価は年度末に行う。

#### イ 会議

学部訪問会、校務分掌部会、職員会議、いじめ防止対策委員会を各学期に行い、各取組の検証を行う。取組及び検証結果をPTA総会で報告する。

#### ウ 校内研修

年度当初に実施する。

### (3) いじめの未然防止の取組と実施時期

いじめの未然防止のためには、児童生徒一人一人が主体的に学び、成就感や自己肯定感を感じることができるような授業実践を行い、児童生徒が互いを理解し認め合う集団づくりや、児童生徒がいじめについて共通理解を図り、いじめを絶対に許さない雰囲気为学校全体に醸成していくことが大切である。そのため普段の教育活動の中でいじめの未然防止のために以下の取組を実施する。

#### ア 全校集会（各月1回）・児童生徒同士の関係を深める。

4月：学校生活での新しい友達との関係を考える。

#### イ 児童生徒会活動

児童生徒会ではいじめのない学校づくりをするために、本校の目指す児童生徒像を念頭に、日々の活動の中で友情や助け合いについて考え行動するように、積極的に全児童生徒に訴える。

4月、9月、1月：各学期始めにいじめについて考える。

#### ウ 教育課程（授業）

適宜、いじめに関して考える。

#### エ 人権教育（人権教育推進委員会）

人権教育研修等に積極的に参加して人権感覚を更に磨き、教育活動の中で本校児童生徒の些細な変化を見逃さないで、児童生徒に寄り添い、保護者と連携し、いじめの未然防止に当たる。

4月：新しい仲間との関係について考える。

12月：慣れ親しんだ仲間との関係について考える。

#### オ 道徳教育（授業）

学校・家庭・地域の間関係、人としての在り方について考える。

#### カ 情報モラル教育（安全安心部）

4月、9月、1月：携帯電話・スマートフォン・コンピュータ等でインターネットを利用する際、身に付けておくべき情報モラルについて考える。

#### キ 心のきずなを深める月間

6月に取り組む。

#### ク 「命を大切にする」心を育む指導プログラム

児童生徒の実態に応じて取り組む。

#### (4) いじめの早期発見の取組と実施時期

いじめの早期発見のため以下の取組を実施する。

##### ア 朝の会（各担任）

校内外のいじめは、近年目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりしていることを踏まえ、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、児童生徒を観察する。特に、毎朝の「日常生活の指導」やSHRで行われる様子観察や保護者との連絡帳のやり取りの中で児童生徒の些細な変化を察知する。

##### イ アンケート調査（安全安心部）

6月、11月、2月にアンケート調査を行い、本校でのいじめの実態調査を行う。調査結果については児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し検証する。

##### ウ 教育相談（学部主事及び教頭）

随時、児童生徒及び保護者のいじめに対する相談を受け付け、親身になって声を聴く。

##### エ 個別面談（各担任）

年3回、4月、5月、9月、2月に個別面談週間を設け、学校生活（健康・学習・その他）、家庭生活及び将来についての個別面談を行い、その中でいじめ等の有無について聞き出し、安心して学校生活が送れるように配慮する。なお、他に担任の判断により随時個別面談を行う。

##### オ 相談窓口の周知（安全安心部）

養護教諭が窓口となり、いじめについての内容は必ず管理職へ報告し、対応を検討する。相談窓口について児童生徒及び保護者に周知する。

##### カ 校内研修（安全安心部）

4月当初にいじめ防止に関して校内研修を行い、いじめへの対応（未然防止・早期発見・対応）を周知徹底する。また、長期休業中を利用して、いじめに関する校内研修を行い、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていくよう努める。

##### キ その他（安全安心部）

4月当初に警察署や最寄りの駅、本校児童生徒が立ち寄りそうな商店等に、児童生徒に関する気になる言動等について情報提供を得られるよう、協力を依頼する。

## 5 いじめに対する措置

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応し、いじめられた児童生徒を守り通すとともにいじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

### (1) いじめられた児童生徒への対応

- 個別に事実確認を行う。気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。事実確認が困難な場合には、周囲の児童生徒にも聞き取りを行う。
- 個人のプライバシーに十分配慮し、一緒に解決に向けて取り組むことを伝える。
- 前向きになれる言葉を掛けるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- 家庭等に発見した当日のうちに事実関係を連絡し、解決に向けて取り組むことを伝える。

(2) いじめた児童生徒への対応

- 個別に聞き取りを行う。いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、児童生徒の背景にも配慮し、指導する。事実確認が困難な場合には、周囲の児童生徒にも聞き取りを行う。
- 心理的な孤立感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮の下、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめられた側の気持ちを認識させ、一緒に解決に向けて取り組むことを伝える。
- 家庭等に事実関係を説明し、再発防止に向けたよりよい解決と今後のかかわり方等の方針を伝える。

(3) 周りの児童生徒への対応

- 当該児童生徒だけの問題にとどめず、全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止、発見、訴える側への転換を促す。
- 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢を示す。

(4) 継続した対応

- いじめが解決したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要に応じた指導を継続する。
- 家庭等や専門家と連携し、当該児童生徒への心のケアに努める。

(5) いじめの解消についての判断基準（少なくとも以下の2つの要件を満たすこと）

- ①いじめに係る行為が止んでいること
  - ・その期間は、少なくとも3か月を目安とする。
  - ・いじめ被害の重大性からさらに長期間の注視期間を設定する。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
  - ・心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 6 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、本校「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」に沿って対応する。

### いじめ防止対策推進法第28条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第2号の「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。